

<p>評価 (C) ↓ 改善 (A)</p>	<p>令和 6 年度</p>	<p>評価 (C) 等を踏まえた評価、改善方策 (案)】</p>	<p>訪問入浴サービス</p>	<p>当初の見込みと比較すると利用者数・利用回数ともに達成しており、利用希望者に対して適切にサービスを提供できていると考えます。引き続き、障害のある人、障害のある子どもの日常生活を支援していきます。</p>
			<p>日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)</p>	<p>見込みと比較すると利用者数・利用回数は達成しています。特に利用回数については、前年と比較すると大幅に増加していることから、利用希望者に対して適切にサービスを提供できていると考えます。引き続き、障害のある人、障害のある子どもの日常生活を支援していきます。</p>
			<p>(イ) 社会参加支援事業</p>	
			<p>障害者スポーツ大会</p>	<p>北九州市障害者スポーツ大会については、昨年 (247人) から大きく参加者数が増加し、271人の参加がありました。スポーツを通じた社会参加を促進するため、参加者の拡大を図ります。 スポーツ大会の開催については、コロナ禍以前の参加者数まで増やすためにも関係団体と連携を図り、広くPRする必要があります。</p>
			<p>障害者スポーツ教室</p>	<p>障害者スポーツ教室の箇所数については、見込みを上回り、昨年度よりも多くの施設で実施することができました。スポーツを通じた社会参加を促進するため、巡回スポーツ教室などの実施箇所の拡大を図ります。 スポーツ教室の開催については、より参加者のニーズに合ったものとする必要があります。</p>
			<p>点字・声の広報等 発行事業</p>	<p>毎年発行している広報物の発行に加え、令和 6 年度は新規発行者 (点字版) の発行回数が大幅に増加しました。今後も視覚に障害のある人の社会参加を図るため、情報保障に努めます。</p>
			<p>点訳奉仕員養成事業</p>	<p>当初の見込みを下回ったものの、近い実績を達成しました。今後もコミュニケーション支援を増強するために、事業の周知を図り、受講者の拡大に向けた取り組みが必要と考えます。</p>
			<p>音訳奉仕員養成事業</p>	
<p>芸術文化活動振興</p>	<p>順調なサービス利用が行われています。 北九州市障害者芸術祭の作品出展数については、過去最高となる299点の応募がありました。文化芸術活動を通じた社会参加を促進するため、更なる出展数の拡大を図ります。 障害者芸術祭の開催については、関係団体と連携を図り、広くPRをし来場者数の増加を図る必要があります。</p>			

第7期北九州市障害福祉計画・第3期北九州市障害児福祉計画の目標等の管理シート

担当部局 保健福祉局 障害福祉部

—		(9) その他の活動指標		
評価 (C) ← 改善 (A)	令和6年度	協議会 意見 【評価 等に対する 意見】	(1)福祉施設の入所者の地域生活 への移行	特になし
			(2)精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムの構築	
			(3)地域生活支援の充実	
			(4)福祉施設から一般就労への移 行等	
			(5)障害のある子どもに対する支 援の提供体制の整備等	
			(6)相談支援体制の充実・強化等	
			(7)障害福祉サービス等の質を向 上させるための取組に係る体制の 構築	
			(8)発達障害のある人等に対する 支援の充実・強化	
			(9)地域生活支援事業	

第7期北九州市障害福祉計画・第3期北九州市障害児福祉計画の目標等の管理シート

担当部局 保健福祉局 障害福祉部

—		(9) その他の活動指標		
評価 (C) ↓改善 (A)	令和6 年度	改善 (A) 【今後 の取組 等】	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①訪問系サービス	
			居宅介護	今後も利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実(良質なサービス提供)に努めます。
			重度訪問介護	
			同行援護	
			行動援護	
			重度障害者等包括支援	
			(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②日中活動系サービス	
			生活介護	今後も利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実(良質なサービス提供)に努めます。
			自立訓練 (機能訓練)	
			自立訓練 (生活訓練)	
			就労選択支援	
			就労移行支援	
			就労継続支援(A型)	
			就労継続支援(B型)	

評価 (C) ↓改善 (A)	令和6年度	改善 (A) 【今後の取組等】	就労定着支援	今後も利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実(良質なサービス提供)に努めます。		
			療養介護			
			福祉型短期入所			
			医療型短期入所			
			(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援			
			自立生活援助	現在、市内に開設している事業所がないため、新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、並びに開設に向けた相談等を受け、今後サービス提供できるように努めます。		
			共同生活援助 (グループホーム)	今後も利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実(良質なサービス提供)に努めます。		
			施設入所支援			
			(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ④相談支援			
			計画相談支援	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。		
			地域移行支援			
			地域定着支援			
			(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
			保健、医療及び福祉関係者による協議の場	引き続き、「北九州市精神保健福祉審議会」を協議の場とし、課題整理等に努めます。		
			精神障害のある人の地域移行支援	引き続き、地域移行支援の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。		

評価 (C) ↓ 改善 (A)	令和6年度	改善 (A) 【今後の取組等】	精神障害のある人の地域定着支援	引き続き、地域定着支援の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。		
			精神障害のある人の共同生活援助			
			精神障害のある人の自立生活援助	他市町村の状況も含めた自立生活援助の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。		
			精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）	引き続き、自立訓練の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。		
			(3)地域生活支援の充実			
			地域生活支援拠点等の設置	緊急時の受入れ施設について、引き続き1施設1床空床を確保します。また、地域生活支援拠点等の面的整備を進めるため、拠点の機能である「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」を担う事業者を3グループ選定し、現在モデル実施中です。今後も引き続き自立支援協議会において、本事業の実施状況や実績、課題等を検証し、第二回募集についても検討を進めていきます。		
			地域生活支援拠点の機能充実を推進するコーディネーター設置	令和2年度より地域生活支援拠点の持続可能な運営を目的として、地域のニーズに対応できる連携体制を構築するため、障害者基幹相談支援センターにコーディネーターを1名配置しており、今後も引き続き維持していきます。		
			地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	引き続き、本事業について支援の質向上推進会議にて、拠点の体制や整備についての評価や効果検証を行っていきます。また、今後も地域生活関係者交流会で事業者の意見交換等を行うことにより、相談支援専門員の質の向上を進めていきます。		
			(4)福祉施設から一般就労への移行等			
			就労移行支援	再掲：(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②日中活動系サービス 参照		
			就労継続支援 (A型)			
			就労継続支援 (B型)			
			就労定着支援			
生活介護						

評価 (C) ↓改善 (A)	令和6年度	改善 (A) 【今後の取組等】	自立訓練 (機能訓練)	再掲：(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②日中活動系サービス 参照		
			自立訓練 (生活訓練)			
			就労選択支援			
			就労定着実績体制加算 の支給決定数	企業と障害者就労支援機関との交流会や企業見学会等の実施を通じて、企業の理解促進と多様な就労の選択肢を確保するとともに、就労支援機関担当者向けの研修や懇親会の充実により、定着率向上に成果を上げている事例やノウハウの共有を図り、就労支援機関の支援力の底上げに取り組むなど、障害特性や希望に応じた就労選択と円滑な職場定着が促進され、安定した就労につながるよう支援の充実に努めます。		
			(5)障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等			
			児童発達支援	今後も利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実（良質なサービス提供）に努めます。		
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			
			居宅訪問型児童 発達支援			
			福祉型障害児 入所支援			
			医療型障害児 入所支援			
			障害児相談支援		引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。	
			医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター		保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合調整し、医療的ケアが必要な子どもとその家族に対して、必要なサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもとその家族を繋ぐため、今後も引き続き、市立総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、相談対応等を行います。	